



平成22年6月28日
東北財務局

無登録業者による投資勧誘にご注意！

1. 登録について

金融商品取引法では、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の自己募集や出資等を受けた財産の自己運用を業としている者に対して、金融商品取引法の登録を義務付けています。

また、未公開株の販売等は、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られます。

金融商品取引法の登録を受けた者については、「免許・許可・登録を受けている業者一覧」でご確認いただけます。

[「免許・許可・登録を受けている業者一覧」（金融庁へリンク）](#)

2. 無登録業者に関する問題について

無登録業者による投資勧誘に関する事件が報道されています。

<参考> 報道事例

- ・ FX取引（外国為替証拠金取引）への投資話（ファンド）を持ち掛け、出資金を集めたとして、金融商品取引法違反（無登録営業）の容疑で逮捕された業者。
- ・ 海外での果樹栽培事業への投資（ファンド）として、元本保証と高配当を約束して出資金を集め、逮捕された業者。
- ・ 新規未公開株の購入を勧め、代金を受取っていたとして、金融商品取引法違反（無登録営業）の容疑で家宅捜索を受けた業者。

無登録業者による投資勧誘には、くれぐれもご注意ください。

問合せ先

○ 無登録業者に関する情報提供については、下記の問合せ先で承ります。

なお、個別のトラブルのあつせん、仲介、調停を行うことはできませんので、ご了承願います。

東北財務局 金融監督第三課 022-263-1111（内線 3710）